

大安協発 第2-14号

令和2年4月13日

会員各位

(一社)大阪府高圧ガス安全協会  
事務局

## 保安検査及び定期自主検査の期間延長について

(新型コロナウイルスの影響を踏まえた措置)

平素は格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルスの影響を踏まえ、令和2年4月10日に経済産業省から保安検査及び定期自主検査の期間延長に係る告示の改正がされたとの情報を大阪府よりいただきましたので、ご連絡させていただきます。

対象は令和2年4月10日から9月30日までに検査義務の期限が終了する場合、4か月期限を延長できるというものです。

例えば、保安検査の基準日が6月15日の場合、検査期限が10月15日になる、というものです。

経済産業省のホームページ記事を添付いたします。  
詳細は以下経済産業省のホームページを参照下さい。

【経済産業省のホームページ】

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2020/04/20200410\\_04.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/04/20200410_04.html)

以上



新型コロナウイルスの影響を踏まえた措置について (保安検査及び定期自主検査の期間延長)

本件の概要

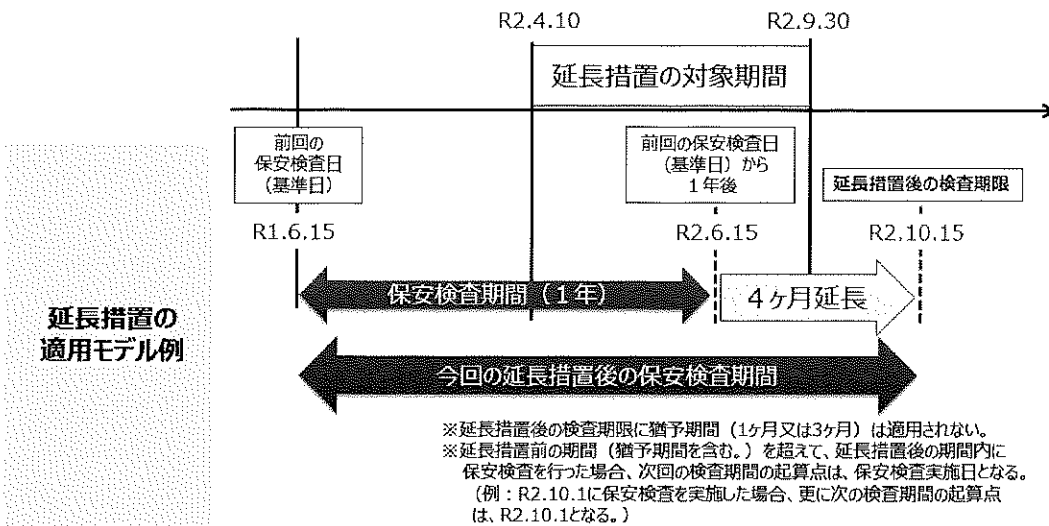
2020年4月10日  
経済産業省

新型コロナウイルスの影響に鑑み、高圧ガス保安法令上の義務(保安検査及び定期自主検査)について、以下のとおり措置を行いますのでお知らせいたします。本日付で同法令の公布・施行を行っております。

〇次に掲げる時期が令和2年4月10日から9月30日までの間に満了する者は、当該時期を4月延長します。

- (1) 冷凍保安規則第四十条第二項(同規則第四十一条第二項及び第四項において準用する場合を含む。)、液化石油ガス保安規則第七十七条第二項(同規則第七十八条第二項及び第四項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)、一般高圧ガス保安規則第七十九条第二項(同規則第八十条第二項及び第四項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)、コンビナート等保安規則第三十四条第二項(同規則第三十五条第二項及び第四項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)及び製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示第十四条の規定により保安検査を受け、又は自ら行わなければならない期間
- (2) 冷凍保安規則第四十四条第三項、液化石油ガス保安規則第八十一条第四項、一般高圧ガス保安規則第八十三条第三項及びコンビナート等保安規則第三十八条第三項の規定により定期自主検査を行わなければならない期間

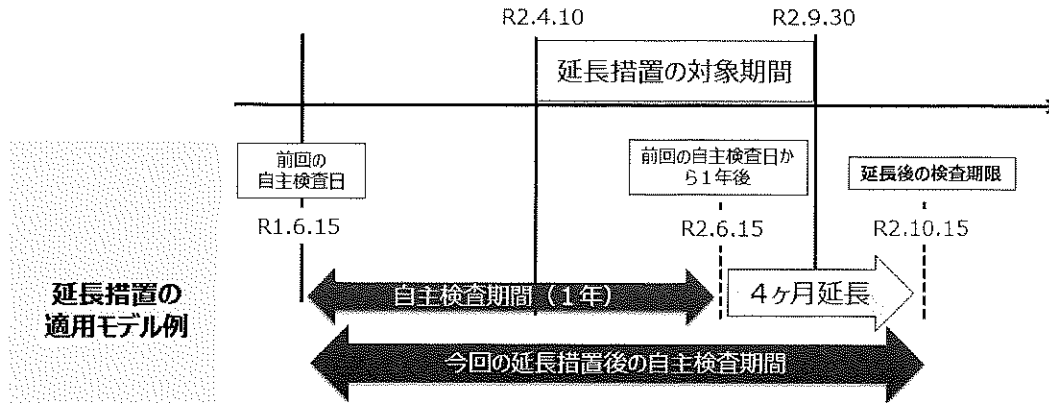
**高圧ガス製造施設の保安検査**  
**検査を受け又は自ら行われなければならない期間が令和2年4月10日～9月30日の間に終了する場合は、下記のとおり検査期間を4ヶ月延長することが可能となります。**



参照条文：冷凍則第40条2項、液石則第77条2項、一般則第79条2項、コンビ則第34条第2項

高圧ガス製造施設等の  
定期自主検査

自主検査を行わなければならない期間が  
令和2年4月10日～9月30日の間に終了する場合は、  
下記のとおり検査期間を4ヶ月延長することが可能となります。



※次回の自主検査期間の起算点は、延長後の検査実施日となる。

参照条文：冷凍則第44条3項、液石則第81条4項、一般則第83条3項、コンビ則第38条第3項

<参考>

①火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令 (PDF形式：377KB) [点](#)

②延長告示 (PDF形式：70KB) [点](#)

③措置の概要 (PDF形式：460KB) [点](#)

お問合せ先

経済産業省 産業保安グループ 高圧ガス保安室

電話：(03) 3501-1706 (直通)